

令和元年度

相楽郡広域事務組合
歳入歳出決算審査意見書

相楽郡広域事務組合監査委員

令和元年度 決算審査意見書

令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算書及び証ひょう書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

令和2年11月2日

相楽郡広域事務組合

監査委員 仲 北 悅 雄



監査委員 山 本 和 延



第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書

2 審査の期日

令和2年10月9日（金）午後1時15分から午後2時45分

3 審査の手続

この決算審査にあたっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているなどに主眼をおき、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明を受けるなどして実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

1 決算規模

令和元年度一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の決算規模は、次のとおりである。

(単位：円)

区分		一般会計	特別会計	合計
1	予 算 現 額	455, 924, 000	21, 484, 000	477, 408, 000
2	歳 入 総 額	456, 792, 288	23, 436, 787	480, 229, 075
3	歳 出 総 額	445, 113, 943	20, 657, 427	465, 771, 370
4	歳入歳出差引額	11, 678, 345	2, 779, 360	14, 457, 705
5 翌越 年す 度べ へき 繰財 り源	(1) 繼続費遁次繰越額	0	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	0	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0	0	0
	計	0	0	0
6	実 質 収 支 額	11, 678, 345	2, 779, 360	14, 457, 705

2 基金の運用状況

基金として保有する相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
金額	713, 170, 000	△2, 397, 000	710, 773, 000
運用先	年利率	期間	金額
(元 本 分) 京都やましろ農業 協同組合 木津支店	0. 145%	31. 3. 29～ 4. 3. 29	700, 000, 000
(運用余剰分) ㈱京都銀行 木津支店	0. 01%	31. 3. 29～ 2. 3. 30	13, 170, 000
	0. 01%	2. 3. 30～ 3. 3. 29	10, 773, 000

※運用は、2件とも定期預金で行っている。

3 審査意見

まず、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で97.6%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で96.2%、全体としては97.6%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められる。

本組合においては、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、各市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営を進めることで、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものである。

なお、一般・特別両会計科目別決算額の対前年度比較は、別表1から別表4のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計では、本組合が処理する共同業務の中で大勢を占めるし尿処理業務の比重が極めて高く、その直接経費である衛生費のうち清掃費が、一般会計全体の87.3%を占め、非常に高い割合となっている。

しかも、これに総務費で経理している管理経費としての人事費などの分を考慮すると、以前から指摘されているとおり、財政的にはし尿処理業務が本組合のすべてに近いといつても過言ではなく、本組合はもとより各市町村の財政面に大きな影響を及ぼすものであることから、この業務の円滑かつ適正な運営が強く求められる。

その中で、し尿処理施設としての大谷処理場の運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(いわゆる「合特法」。)の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として、し尿収集運搬業者等で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託されている。

この委託契約も令和元年度で丸15年となったが、施設整備に係る各種工事、修繕等の施工については、必要最小限の範囲で計画的に実施され、合理的な設備機器の管理が行われており、安定的な運転処理が行われている。

また、大谷処理場への収集運搬業務についても、日常業務として円滑に処理されているが、令和元年度の搬入量は、し尿が4,960kℓで前年度に比べ294kℓ、5.6%の減少、浄化槽汚泥が8,328kℓで前年度に比べ494kℓ、5.6%の減少と、し尿・浄化槽汚泥ともに減少となり、総量では13,288kℓで前年度に比べ788kℓ、5.6%の減量となっている。

これは、各市町村における下水道の普及や浄化槽への切り替えが要因であり、特にし尿収集の対象人口は圏域全体人口の4.8%にまで減少し、浄化槽の普及と相まって、平成22年度分からし尿分より浄化槽汚泥分が多くなっているとともに、大谷処理場の1日76kℓの処理能力から見ると、令和元年度の処理量は、単純平均で処理最大可能量(365日稼働として)の47.9%と能力の半分以下に減少している。

しかしながら、週休日や祝日と年末年始を除いた年間稼働可能日は240日間であることから算出すると、1日平均の処理量は55キロリットルとなり、これは処理能力の72.4%の状況である。したがって、処理能力に余力が出ており老朽化が進む施設現状から考えると、一定程度、余裕のある効率効果的な施設稼働状況にあると推察される。

一方、搬入量の減少は、大谷処理場運転維持管理業務委託料の削減につながっているものの、平成13年の施設稼動から19年が経過し、経年劣化による各種の工事や修繕費の増大などが予想される中では、運転維持管理業務委託料削減の余地が少なくなってきたと思慮される。

このため、今後も下水道などの普及による搬入量の減少や施設の老朽化が進んでいくことを踏まえ、構成市町村の関係計画から、し尿処理施設は本圏域に不可欠な施設であるとのことから、平成29年度に策定された循環型社会形成推進地域計画に基づき、本年度から2か年の大谷処理場基幹的設備改良工事が始まったが、日常の運転をしながらの工事であることから、工事施工業者と運転維持管理業者が連携を密にし、事故の無いように十分注意をしながら進めたいだきたいたい。

次に、相楽消費生活センターの運営業務については、平成22年3月の業務開始から令和元年度で10年余りとなって運営も安定している。

相談業務については、商品やサービスの契約に関する苦情や相談、あるいは訪問販売等の契約トラブルなどについて、電話や来所で相談を受け、適切に助言、あっせん等を行って解決に結びつけておられる。また、消費者教育・啓発業務については、平成30年度から地方消費者行政強化交付金を活用し、学校教育における消費者教育及び高齢者の見守りネットワークへの支援等に積極的に取り組まれている。

業務の状況については、年間の相談件数が663件で前年度の592件に比べ71件、12%増加している。消費者教育・啓発の一環としての消費生活講座では、計5回延べ104人、消費生活出前講座では、計23団体延べ524人、小・中学校での消費生活教育講座では、5校18回延べ543人が受講され、学校教育と連携した消費者教育の推進や、高齢者被害を未然に防止するための啓発に努められている。

今後も、消費者行政推進の拠点として消費生活センターの充実に努められるとともに、各市町村とも連携して利用促進に努められ、積極的な情報発信及び啓発活動等を通じたセンターの認知度をさらに高めていただきたい。

なお、消費者安全法が、平成28年4月1日に改正されたことを受け、消費者行政全般での新たな対応等が求められるなど各種課題があるものの、その対応については、各市町村の対応方針を踏まえ、その対応について各市町村と十分調整を進められたい。

一部事務組合は、本来、各市町村が単独で処理しなければならない業務を、困難性や効率性などの観点から共同で行っているものであるため、各市町村では、共同処理の業務分だけ事務負担が軽減されているものであるといえる。

近年、新たな業務が本組合に加わってきたが、数少ない組合の職員数の中では、市町村側が望むすべての業務処理対応が難しいと考えられるので、そのあり方など今後の方向性を検討するよう指摘してきたところである。

そのような中、令和2年1月には、構成市町村の担当課長等で組織する「広域圏事業の今後のあり方検討会」を設置され、組合の共同処理事務について、

スクラップ・アンド・ビルトの必要性を意識し、今後事務の内容を精査され、新たな広域的施策に取り組まれることを期待する。

(2) 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計では、「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」(平成30年度から令和4年度)に基づき、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益を活用し、圏域の一体的な振興整備のための広域的ソフト事業を各種実施されている。

その中で、基金の運用は、元本分7億円については、京都やましろ農業協同組合木津支店の自由金利型定期預金の期間3年、利率0.145%、中間利払率70%で受取利息が708,936円となった。

平成24年6月に開設された相楽休日応急診療所では、日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適正な一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心・安全な生活の推進が、関係機関との連携により運営されている。

しかし、令和元年度の利用状況は、1日10人の予算見込みに対し14.3人の実績と上回ったものの、それでも診療所の運営にかかる経費を診療報酬で賄うには程遠い状態であり、この收支不足分を市町村分担金で補てんしているため、負担の軽減に向け、引き続き、圏域住民への、広報活動の強化による利用増で、効率的かつ安定的な運営をめざしていくことが必要である。また、圏域住民のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であり、各市町村と連携した取り組みが必要である。

一方、振興事業では、ホームページの活用による圏域の情報発信がなされ、また、相楽の文化を創るつどいについては、実行委員会による自主開催に対する事務的応援協力により実施されており、圏域全体での活動展開が図られていると思慮する。

平成30年度から、「お茶の京都」を活用した広域観光事業として、お茶の京都DMOによる地域間連携の推進の実現に向け、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱に基づき、基金の運用益を有効に活用し、構成市町村に300万円を交付されている。

今後も圏域の枠組みを堅持しながら、本組合規約に定められた共同処理事務の見直しや圏域が一体となって取り組むべき方向性を示した事業に取り組まれることを望むものである。

別表 1

一般会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
分担金及び負担金	375,816,214	82.2	270,731,084	91.8	105,085,130	38.8
使用料及び手数料	16,851,780	3.7	18,048,040	6.1	△ 1,196,260	△ 6.6
国庫支出金	58,963,000	12.9	1,872,000	0.6	57,091,000	3,049.7
府支出金	3,089,000	0.7	2,554,000	0.9	535,000	20.9
繰越金	1,825,392	0.4	1,706,428	0.6	118,964	7.0
諸収入	246,902	0.1	30,697	0.0	216,205	704.3
歳入合計	456,792,288	100.0	294,942,249	100.0	161,850,039	54.9

別表 2

一般会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
議会費	376,092	0.1	378,774	0.1	△ 2,682	△ 0.7
総務費	37,020,062	8.3	36,982,195	12.6	37,867	0.1
衛生費	395,095,378	88.8	243,477,172	83.1	151,618,206	62.3
商工費	12,622,411	2.8	12,278,716	4.2	343,695	2.8
歳出合計	445,113,943	100.0	293,116,857	100.0	151,997,086	51.9

別表3

特別会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
財産収入	710,260	3.0	1,397,688	5.1	△ 687,428	△ 49.2
休日応急診療所収入	15,037,156	64.2	19,106,718	70.1	△ 4,069,562	△ 21.3
繰入金	2,397,000	10.2	2,119,000	7.8	278,000	13.1
繰越金	5,292,324	22.6	4,645,179	17.0	647,145	13.9
諸収入	47	0.0	2,795	0.0	△ 2,748	△ 98.3
歳入合計	23,436,787	100.0	27,271,380	100.0	△ 3,834,593	△ 14.1

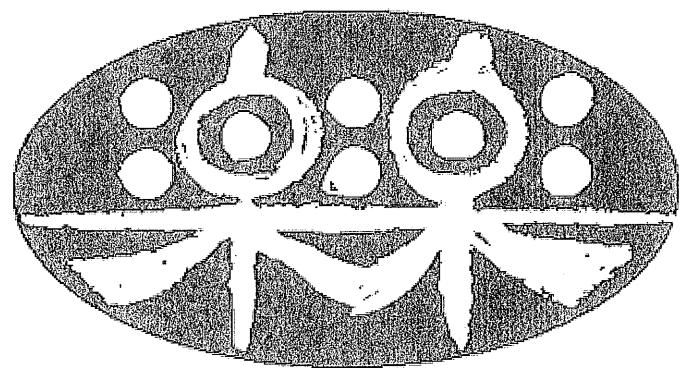
別表4

特別会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
振興総務費	0	0.0	49,896	0.2	△ 49,896	皆減
事業費	3,172,220	15.4	3,405,640	15.5	△ 233,420	△ 6.9
休日応急診療費	17,485,207	84.6	18,523,520	84.3	△ 1,038,313	△ 5.6
歳出合計	20,657,427	100.0	21,979,056	100.0	△ 1,321,629	△ 6.0

SOURAKU



人と文化の交差点